

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹¹⁷〕法人税その43

役員賞与引当金の取扱いと 別表4、別表5(一)への記載方法

Q. 期末に役員賞与引当金の計上を行っている次のケースの場合、損金として認められますか？また、別表4、別表5(一)にはどのように記載されますか？

ケース具体例

当期末の決算作業時点において、業績が好調であった為、急遽、役員賞与を支給することとなり、当期末に役員賞与引当金1,000,000円を損金経理により計上した。なお、この役員賞与は、翌期の定時株主総会で承認を受けた後に支給する予定とした。

A. 税務上、役員給与は、所定の要件を満たす「定期

同額給与」、「事前確定届出給与」、「利益連動給与」のいずれかに該当しなければ、損金の額に算入することができません。

このケースの場合、このいずれにも該当しないため、役員賞与引当金を計上した事業年度、役員賞与を支給した日の属する事業年度ともに損金不算入とします。

当期会計処理

(借方) 役員賞与引当金繰入額 1,000,000 /

(貸方) 役員賞与引当金 1,000,000

税務上の取り扱い...役員賞与引当金繰入額は損金の額に算入しない。

従って、当期末の役員賞与引当金繰入額は損金不算入として、別表4(所得の金額の計算に関する明細書)において加算(留保)の処理を行い、利益積立金額にも影響を与えるため、別表5(一)(利益積立金額の計算に関する明細書)にも積立の増で記載します。

別表4、別表5(一) の記載例は次のとおりです。

別表4(所得の金額の計算に関する明細書)抜粋

区分	総額	処分	
		留保	社外流出
	①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	2,000,000	2,000,000	配当 その他
加算 役員賞与引当金繰入額の損金不算入額	1,000,000	1,000,000	
減算	—		
所得金額または欠損金額	3,000,000	3,000,000	

当期利益を2,000,000円とした場合

会計上で損金経理した役員賞与引当金繰入額1,000,000円は、損金の額に算入されないため、加算調整されます。この加算調整は、税務上の利益積立金額

を1,000,000円増加させることになるため、留保の項目()にも記載します。

別表5(一)I(利益積立金額の計算に関する明細書)抜粋

区分	期首現在 利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額 ①-②+③
		減	増	
	①	②	③	④
役員賞与引当金			1,000,000	1,000,000

別表4の留保欄に記載された役員賞与引当金繰入額1,000,000円(加算)は、別表5(一)()に役員賞与引当金1,000,000円(増加)として記載されます。

この記載によって、会計上の利益剰余金に役員賞与

引当金1,000,000円を加算した金額が税務上の利益積立金額になります。

(税制委員会:小林秀子、鶴秀行、大池明グループ稿)

(監修:関東信越税理士会 松本支部)